関係県内経済団体の長様

千葉県商工労働部雇用労働課長 (公印省略)

令和4年10月以降の雇用調整助成金の特例措置等、産業雇用安定助成金の支給 や助成の対象拡大、小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について(通知)

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の助成金等について、先般、令和4年10月以降の取扱いについて通知したところで すが、今般、厚生労働省から、下記1のリーフレットが発表されましたので通知します。

現在、事業活動を取り巻く環境は大変厳しい状況ではありますが、各企業における事業活 動の継続や労働者の雇用の維持・確保を図るためにも、助成金等の積極的な活用について、 改めて貴団体会員の皆さまに広く周知くださるようお願い申し上げます。

詳細については、下記2の厚生労働省ホームページも御参照ください。

記

1 リーフレット

- ・「令和4年11月までの雇用調整助成金の特例措置等について」
- ・「雇用調整助成金「対象期間」の延長のお知らせ」
- ・「産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大します」
- ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について」
- 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金について」

2 厚生労働省ホームページ URL

○雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

○産業雇用安定助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

千葉県商工労働部雇用労働課 電話 043-223-2767

詳しくは、以下にお問合せください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金】

千葉労働局職業安定部職業対策課事業所給付係

電話 043-221-4393

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金コールセンター 電話 0120-603-999

【小学校休業等対応助成金・支援金】

千葉労働局雇用環境・均等室

電話 043-306-1860 小学校休業等対応助成金・支援金コール

電話 0120-876-187

令和4年11月までの雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和4年9月30日**を期限に雇用調 整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年11月30日**ま で以下の通りとなります。

特例措置の内容について

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合(※1)**

		令和4年	
判定基礎期間の初日		3~9月	10~11月
中小企業	原則的な措置(※2)	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 8,355円
	業況特例(※3)・地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 12,000円
大企業	原則的な措置(※2)	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 8,355円
	業況特例(※3)・地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 12,000円

$(\times 1)$

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」 地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

$(\times 2)$

生産指標が、前年同期比(前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月5%以上減少している事業主。 雇用調整助成金の支給申請を初めて行う判定基礎期間の初日(対象期間の初日)が令和4年10月1日~令和4年11月30日までの間にあ る場合は、生産指標が1か月10%減少している事業主。

生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎回、 業況の確認を行っている。

お願い

支給申請の**都度**、厚生労働省 H P から**最新様式のダウンロード**をお願いします。 令和4年10月分以降の1人1人あたりの上限額を踏まえた支給額の自動計算は、最新の様式に <u>より対応</u>しております。

その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給 しています。

不正受給への対応を厳格化しています

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行ってい ます。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

- ・事業所名等の積極的な公表
- ・5年間の不支給措置 ・捜査機関との連携強化
- ・返還請求(ペナルティ付き)

・予告なしの現地調査

申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

・不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。



不正受給の対応を 厳格化しています



業況特例 (特に業況が厳しい全国の事業主)

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上げ高等)を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A: 判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B:Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または3年前同期の生産指標

(①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合(緊急雇用安定助成金は②のみ)に限る。)

例:令和4年9月5日から休業を実施した場合(賃金締切日が月末の場合)





判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について **業況特例**の申請を行う**全ての事業主**は、<u>申請の都度</u>、<u>業況の確認</u> を行いますので、<u>売上等の生産指標の提出が必要になります</u>。そ の際、提出する生産指標は、最新の数値を用いて判断することに なります(原則として生産指標を変更することはできません。)。

地域特例 (営業時間の短縮等に協力する事業主)

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域(職業安定局長が定める区域)の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設(要請等対象施設)の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等(短期間休業を含む)

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

🕑 厚生労働省・都道府県労働局・八ローワーク

厚生労働省HP



LL040930企01

雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

「対象期間」の延長のお知らせ

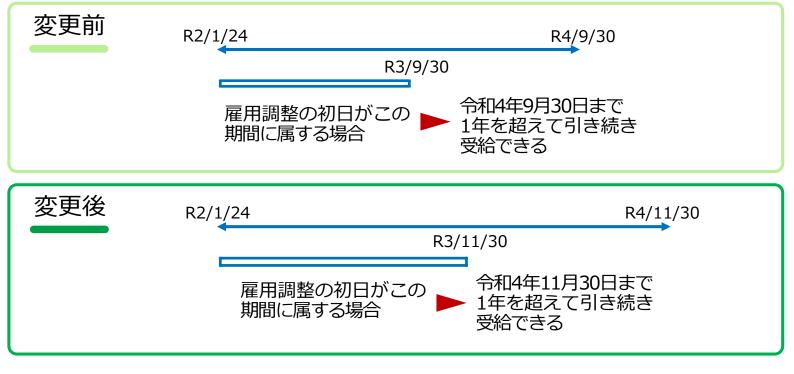
- 雇用調整助成金は、通常、1年の期間(=対象期間)内に実施した休業等について受給することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。
- 今般、対象期間の延長を行ったことから、雇用調整の初日が令和 2年1月24日から同3年11月30日までの間に属する場合は、1年 を超えて引き続き受給できるようになります。

1年を超えて引き続き受給できる期間



《変更前》令和4年9月30日まで

《変更後》 令和4年11月30日まで



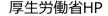
お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク





LL040930企02

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

2022 (令和4) 年10月1日 制度改正

産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大します

令和4年10月1日の改正内容

①支給期間の延長

出向労働者一人あたりの支給期間を延長します

現行

改正後

最長1年(365日)



最長2年(730日)

- 延長される期間は、令和6年3月31日までです。
- 延長希望日の3か月前から前日までの間に「延長届」の提出が必要です。 なお、令和4年11月30日までに延長届を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。
- 支給期間の延長には、引き続き売上高や生産量などの生産指標が一定以上減少しているか (※) (出向元)、 雇用量が一定以上減少していないか(出向先)などの要件が延長届の提出時とその6か月後に審査されます。
- 令和4年10月1日時点で、1年を超えて引き続き出向を実施している労働者は、令和4年11月30日までに 延長届を提出すると、さかのぼって支給されます。※出向計画届提出時と生産量要件が一部異なりますのでご留意ください。

②支給対象労働者数の上限撤廃

支給対象労働者数上限を一部撤廃します

【新設】

現 行 出向元・出向先ともに

最大500人まで※

改正後 出向元事業所に限り

上限撤廃

※1年度あたり

資本的・経済的・組織的関連性など、独立性が認められない事業主間で実施される出向はこれまでどおり 最大500人までです。

③出向復帰後の訓練(off-JT)に対する助成

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップ させる訓練(off-JT)を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。

経費助成:実費(1人あたり上限30万円)

賃金助成:1人1時間あたり900円(上限600時間)

- 出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります。
- 出向復帰後訓練を行う場合は、訓練開始日前日までに「復帰後訓練計画」の提出が必要です。 なお、令和4年11月30日までに訓練計画を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。

産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、 在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して 助成を行うものです。助成金の支給要件や手続き方法は、ガイドブックをご覧ください。



産業雇用安定助成金 ガイドブック

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。 ※助成金の相談・申請先は(公財)産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 (土・日・祝日も受け付けています)

お問い合わせ先



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク



新型コロナウイルス感染症による

小学校休業等対応助成金について

令和4年7月1日から同年11月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった 労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業 主は助成金の対象となります!

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など (保育所等を含みます) に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

*詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用 できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※1×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(日額上限額※2あり)

休暇取得期間	日額上限額 ^{※2}	申請期限※3
令和4年7月1日~9月30日	9,000円	令和4年 11月30日(水)必着
令和4年10月1日~11月30日	8,355円	令和5年 1月31日(火)必着

- ※2 申請の対象期間中(注)に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単 位)に事業所のある企業については、休暇取得期間が令和4年7月~9月は15,000円、10月~11月は12,000円。
 - 注:事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間(申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も 早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間)
- ※3 令和3年8月1日~令和4年6月30日までの休暇に係る申請受付は原則として終了しています。ただし、やむを得ない理由があると認め られる場合(以下Ⅰ又はⅡ)は、申請期限経過後に申請することが可能(令和5年2月28日まで)です。
 - I.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」 等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
 - Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが 事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用して もらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の 働きかけ等**を行っています。特別相談窓口(休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請 含む**) については、こちらをご参照ください。



⇒「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」

事業主の皆さまへ

 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。 申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。 新型コロナ 休暇支援

検索

*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

*事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で配送してください。(宅配便などは受付不可)

お問い合わせはコールセンターまで

『**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』(7月から電話番号が変わりました) (フリーダイヤル) **0120-876-187** 受付時間:9:00~21:00 十日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。 また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。



①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
 - なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。
 - ※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
 - ※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。
 - ※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の課程に類する課程を 置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)
 - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、 各種学校(高等学校までの課程に類する課程)なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、
- 子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある (※) 子ども

- ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- イ) 新型コロナウィルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する リスクの高い基礎疾患などを有する子ども
- ※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)であって、子どもを現に監護する者が 対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。
- ※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

4)対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

- 「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・学校:授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外(夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象)
 - ・その他の施設(放課後児童クラブなど): 本来施設が利用可能な日
- 「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

·**対象**となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備** されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、 同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。 助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)について

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します!

【支援の内容】 令和4年7月1日から同年11月30日までの間において、<u>仕事ができなかった日について、1日当たり以下の金額を定額</u>

仕事ができなくなった期間	金額(1日当たり定額)※	申請期限
令和4年7月1日~9月30日	4,500円	令和4年 11月30日(水)必着
令和4年10月1日~11月30日	4,177円	令和5年 1月31日(火)必着

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域 (原則都道府県単位)に住所を有する方は、仕事ができなかった日が**7月~9月**は**7,500円(定額)**、 **10月~11月**は**6,000円(定額)。**

【支援の対象となる方】※(1)~(4)のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- **親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)**であって、**子どもを現に監護する 者**が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2)①又は②の子どもの世話を行うこと

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等 をした小学校等に通う子ども
 - 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

- ※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
- ※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。 ※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。

○ 「小学校等」とは

- ・ **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**(幼稚園又は小学校の課程に類する課程 を置くものに限る。)、**特別支援学校**(全ての部)
 - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学の後期課程、高等学校、各種 学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- · 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時 的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある (※) 子ども
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ・ 新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども (発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者)
 - ・ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化 するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して 報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬 が確認できるものが申請には必要となります。

契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

- 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること
- 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、 発注者から一定の指定を受けていること
 - 業務従事や業務遂行の態様 (業務の内容 など)
 - 業務の場所 (業務を行う場所や施設 など)
 - (業務を行う予定の日、開始日と終了日 など) 業務の日時
- 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること
 - 時間や日を基礎として計算されるもの
 - 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの など、**作業量や成果物により、報酬が支払われるもの**が該当します。
- (4) 小学校等の臨時休業等により、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基 づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと
- 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。 業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

- 日曜日、夏休みなどの扱い
 - (2)①に該当する子ども
 - ・学校:対象となるのは授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外 (夏休み期間が 延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象)

臨時休業 個人委託

検索

- ·その他の施設(放課後児童クラブなど):本来施設が利用可能な日が対象
- (2)②に該当する子ども
 - ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために仕事を取りやめた日
- ◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター(7月から電話番号が変わりました) 0120-876-187 (受付時間:9:00~21:00) ※十日・祝日含む

◎ 申請書の提出先

〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号

恔等休業助成金・支援金受付センター (厚生労働省の委託事業者)

必ず配達記録が残る郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で配送してください。 (宅配便などは受付不可)

※表面の申請期限内に提出ください。消印が申請期間内でも、受付センターへの到達日が申請期間を徒過していた場合は申請期間内に申請し たとは認められませんので、ご留意ください。

- ※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターにご連絡下さい。) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
- ※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。